

# とちぎ6次産業化推進方針

【第2期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】

～地域資源を活用した農業所得の向上と農村地域の活性化～



令和3（2021）年3月策定

栃 木 県

### **※6次産業化とは**

農業者が、農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までを一貫して手掛けることで、農産物の付加価値を高め、収益力の向上を図る取組のことを「農業の6次産業化」（1次×2次×3次）といいます。

なお、本方針では上記全てを満たさなくても農産物の加工、直売や観光農園、農家レストラン等による経営の新規事業による新たな農業の高付加価値化につながる取組を幅広く含むものとします。

# 目次

<b>1 策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
<b>2 本県の農業及び6次産業化の現状</b> .....	<b>1</b>
(1) 農家及び農業従事者の状況	
(2) 本県における6次産業化の現状	
①都市農村交流施設の利用状況	
②6次産業化に取り組む経営体や商品開発状況	
(3) 食品産業を取り巻く情勢の変化	
①食品衛生法等の一部改正	
②食品表示法等の一部改正	
<b>3 本県の6次産業化の推進に係る課題</b> .....	<b>2</b>
(1) 経営的視点からの課題	
(2) 商品開発等における課題	
(3) 改正食品衛生法等への対応	
<b>4 6次産業化事業体の将来像</b> .....	<b>3</b>
(1) 収益性の向上による農業経営の発展	
(2) 魅力的な商品の開発や新たな付加価値の創出	
(3) 安全性が確保された商品の提供	
<b>5 取組方針</b> .....	<b>3</b>
(1) 農業者の経営状況や取組の発展段階に応じた支援による経営改善	
(2) マーケットインによる商品づくり、新たな付加価値の創出	
(3) 適正な自主衛生管理等の徹底	
<b>6 成果指標</b> .....	<b>4</b>
<b>7 支援施策の活用及び効果検証等</b> .....	<b>4</b>
<b>8 支援体制</b> .....	<b>5</b>
<b>9 相談窓口</b> .....	<b>5</b>

# 1 策定の趣旨

～地域資源を活用した農業所得の向上と農村地域の活性化～

国では、「六次産業化・地産地消法（平成 23(2011)年 3 月施行）」に基づき農林漁業者等が主体的に行う新事業の創出等の取組を支援し、「食料・農業・農村基本計画（令和 2(2020)年 3 月閣議決定）」では、これまでの 6 次産業化の取組を発展させ、他産業との連携や輸出等の推進による農業者の所得向上を図ることとしている。

本県では、「フードバレーとちぎ推進協議会（平成 22(2010)年 11 月設立）」により、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化として 6 次産業化の推進が始まり、「とちぎ 6 次産業化推進方針（平成 28(2016)年 3 月策定）」では、経営体の掘り起こしや商品開発等、取組の拡大に向けて支援してきた。

6 次産業化の本格的な取組を開始して 10 年が経過し、様々な情勢変化も生じていることから、これまでの取組の検証結果や関連する法律の改正等を踏まえ、今後 5 年間の方向性を示した推進方針（第 2 期）を策定し、地域資源を活用した新たな事業化や商品化による農業所得の向上及び農村地域の活性化について、一層の推進を図る。

（参考）関連する計画等

「とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）」2020-2024、「とちぎ未来創造プラン」R3.2 策定、  
「とちぎ農業未来創生プラン」R3.2 策定、「とちぎ地産地消推進方針（第 5 期）」R3.5 策定

## 2 本県の農業及び 6 次産業化の現状

### （1）農家及び農業従事者の状況

本県の販売農家数は平成 12(2000)年には 65,042 戸だったが、令和 2(2020)年には 32,008 戸と 20 年間で半減するとともに、基幹的農業従事者における 65 歳以上の割合が約 7 割となり、高齢化が進展している。一方、経営耕地面積 10ha 以上の農家数や販売額 1,000 万円以上の農家数が増加するなど経営規模の拡大が進んでいる。

### （2）本県における 6 次産業化の現状

#### ①都市農村交流施設の利用状況

農産物直売所や農村レストラン、観光農園等の都市農村交流施設利用者数は、平成 30(2018)年は過去最高の 1,968 万人を記録したが、令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1,954 万人と 14 万人減少した。

年度	利用者数 (全体) (万人)	うち農産物直売所			うち農産物レストラン		
		利用者数 (万人)	売上額 (億円)	施設数	利用者数 (万人)	売上額 (億円)	施設数
H22	1,344	1,136	119	226	167	16.3	72
H23	1,281	1,092	121	232	143	14.4	74
H24	1,528	1,293	123	229	185	16.9	73
H25	1,595	1,348	127	220	190	16.3	73
H26	1,688	1,432	133	217	198	18.1	73
H27	1,772	1,510	144	212	202	18.6	73
H28	1,876	1,608	151	209	208	19.5	73
H29	1,950	1,660	154	201	225	20.3	74
H30	1,968	1,675	156	183	227	20.0	72
R1	1,954	1,679	156	179	215	19.2	68

(県農村振興課調べ)

## ② 6次産業化に取り組む経営体や商品開発状況

6次産業化に取り組む経営体数は、平成30(2018)年度の1,438経営体をピークに近年は減少傾向であり、令和2(2020)年度は1,366経営体である。これは、経営の不振や高齢化等により事業中止や解散した事例が散見されたことが一因と考えられる。

なお、6次産業化による経営の発展を目指して作成した六次産業化・地産地消費に基づく6次産業化総合化事業計画の認定件数は、令和元(2019)年度末時点で58件に留まっている。

また、これまでの農商工連携や6次産業化による新商品開発件数は、令和元(2019)年度末で218件となっており、開発された商品の中から、県内外の高級デパートや道の駅等で販売され、順調に売上を伸ばしている事例もあるが、一方では販路が広がらない事例も少なくない。

	策定時 (H26)	目標 (H32)	実績 (R2)	達成率 (%)
◆農産物の加工やレストランなどの農業関連事業に取り組む農業経営体数* <sub>1</sub>	1,240	1,500	1,366	48
◆6次産業化総合化事業計画の認定件数	34	80	58	52
◆6次産業化の新商品開発件数* <sub>2</sub>	127	250	218	74

\*<sub>1</sub> 農産物の加工、貸し農園・体験農園等、観光農園、農家民宿、農家レストラン  
平成25(2013)年度より個別リストを作成し、集計(県農政課調査)

\*<sub>2</sub> 平成17(2005)年度から令和元(2019)年度までの農商工連携関連支援事業の採択件数を含む

## (3) 食品産業を取り巻く情勢の変化

### ① 食品衛生法等の一部改正

令和3(2021)年6月までにHACCPに沿った衛生管理の実施や、営業届出制度や営業許可制度の対応等による、食中毒対策の強化に取り組む必要がある。

### ② 食品表示法等の一部改正

令和2(2020)年4月から栄養成分表示が義務化された。また、令和4(2022)年3月までに全ての加工食品で原材料の産地表示が義務化されるため、適正な食品表示に取り組む必要がある。

## 3 本県の6次産業化の推進に係る課題

### (1) 経営的視点からの課題

6次産業化を目指す事業者の事業計画(農業経営状況や労働力、製造原価等の経営分析を踏まえた目標設定)の内容検討や評価分析、販路の確保や事前調査が不十分なため、必ずしも全ての事業者の経営改善や発展につながっていない。

### (2) 商品開発等における課題

消費者ニーズの把握や販売先に応じた商品への反映が不十分で、既存商品との競合や、ロットや価格等の需給ミスマッチが一部で発生している。

また、地域の活性化まで結びついた取組事例が少ない。

### (3) 改正食品衛生法等への対応

食品衛生法、食品表示法等の食品製造や販売における適正な自主衛生管理の徹底や適正な食品表示が不可欠となっている。

## 4 6次産業化事業体の将来像

### (1) 収益性の向上による農業経営の発展

- ・十分に検討された事業計画に基づき、OEM（加工委託）や農商工連携等による低コスト化に取り組み、農産物直売所や農村レストラン等の活用やインターネット販売等、多様な販売ルートを活用して自ら販路を積極的に拡大し、収益性の向上による雇用の創出や持続的な農業経営の発展を実現しています。

### (2) 魅力的な商品の開発や新たな付加価値の創出

- ・国内外におけるマーケットイン（ニーズや販売先に対応する考え方）の視点を持ち、いちごをはじめとする本県オリジナル品種や特徴ある農産物を活用した魅力ある商品を開発しています。
- ・生産組織、市町や農業団体等が連携して取り組むことで地域が活性化します。
- ・地域資源を活用し、商工業や観光等の多様な事業者と連携することで農村地域における新たな付加価値を創出しています。

### (3) 安全性が確保された商品の提供

- ・適正な自主衛生管理の徹底等によるリスク低減や適正な表示により、食品の安全性を確保しています。

## 5 取組方針

基本目標：地域資源を活用した農業所得の向上と農村地域の活性化を進めます。

### (1) 農業者の経営状況や取組の発展段階に応じた支援による経営改善

- ・フードバレーとちぎ推進協議会等における多様な事業者との情報交換や連携、相談会等への参加誘導
- ・必要な加工知識・技術に加え、収益向上につながる経営手法の習得に向けた人材育成支援
- ・継続的な専門家（アドバイザー）の派遣による経営分析や目標設定、経営改善状況を踏まえた成果検証、経営改善戦略の見直し等による支援
- ・県内食品加工企業情報を活用したOEMや農商工連携による低コスト化、必要に応じた施設整備の導入支援
- ・各種商談会の参加やインターネット販売等による多様な販路開拓の支援

### (2) マーケットインによる商品づくり、新たな付加価値の創出

- ・相談会や事業化検討時における新商品等のコンセプト（ターゲット、使用場面、特徴等）の明確化、販路に応じた既存商品のブラッシュアップの支援
- ・情報発信（メディア露出、HP、SNS等）による知名度向上の推進
- ・道の駅や農村レストラン等の都市農村交流施設や、地域資源の活用を希望する商工業や観光等の多様な事業者との連携による新規事業化の促進
- ・産地の連携や一次加工等による需要対応力の高いサプライチェーン構築の促進
- ・外国人観光客（インバウンド）需要や輸出等に対応した新たな商品開発や技術の導入支援

### (3) 適正な自主衛生管理等の徹底

- ・食品衛生法等の改正（HACCP に沿った衛生管理、必要な営業許可や営業届出、食中毒対策の強化等）に基づく対応等の助言、食品表示法等の改正に基づく適正な食品表示（原料原産地等）の実施支援

## 6 成果指標

現状値 (R2)

目標値 (R7)

6次産業化総合化事業計画認定件数

58件 (R1) →

70件 (R6)

6次産業化の新商品開発件数\*1

218件 (R1) →

280件 (R6)

\*1 平成17(2005)年度から令和元(2019)年度までの農商工連携関連支援事業の採択件数を含む

## 7 支援施策の活用及び効果検証等

推進方針に沿って、6次産業化を目指す事業者の①経営分析や目標設定、②知識・技術の習得、③取組の発展段階に応じた商品開発・販路開拓、④県単や国庫などの各種補助事業や融資制度の活用を支援する。

また、毎年度、6次産業化地域支援検証委員会（県農政課、(公財)栃木県農業振興公社、関東農政局栃木県拠点）で検証、必要に応じて見直す。

### 【ハード支援】

総合化事業  
計画認定

【目的】農産物等の生産・加工流通販売等に必要な施設等の整備  
【内容】大規模加工・販売施設の整備  
【対象】総合化事業計画認定者等

【目的】付加価値向上や新たな販路拡大による6次産業化モデル育成（公募）  
【内容】商品開発・研究開発・機材購入  
【対象】農業生産組織、農地所有適格法人

### 【ソフト支援】

県SCLレベル  
以上の専門家

【目的】中央支援検証委員会に基づく支援  
【内容】エグゼクティブプランナー派遣  
【対象】支援対象者

### 6次産業化サポートセンターによる支援

【目的】県支援拠点の運営、専門家派遣、総合的支援  
【内容】TEL相談対応 【対象】一般農業者等

【内容】専門家派遣、経営改善戦略の作成支援・見直し、経営改善状況調査、総合化事業計画の作成支援等  
【対象】地域支援検証委員会で決定された支援対象者

継続的  
支援

### 研究成果の利用促進

【目的】実用化の可能性のある研究開発成果（新技術等）の利用促進による新事業創出  
【内容】研修成果利用 【対象】コンソーシアム

### ネットワーク化による取組推進

【目的】新商品開発・販路開拓、農商工連携、観光消費、農福連携、直売所の売上向上  
【内容】ネットワーク化 【対象】農業者及び関係機関・団体

具体的  
検討

### 各農業振興事務所による支援

【目的】地域における農を起点とした需要拡大や高付加価値化に向けた具体的取組の検討  
【内容】事業化検討 【対象】6次産業化希望者等

知識・技能  
習得

### 6次産業化サポートセンターによる支援

【目的】経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成（知識・技能習得）  
【内容】実践セミナー：講義、インターンシップ研修 【対象】6次産業化希望者、実践者等

### 各農業振興事務所による支援

【目的】地域における農を起点とした需要拡大や高付加価値化に向けた取組の誘発  
【内容】6次産業化相談会 【対象】一般農業者等

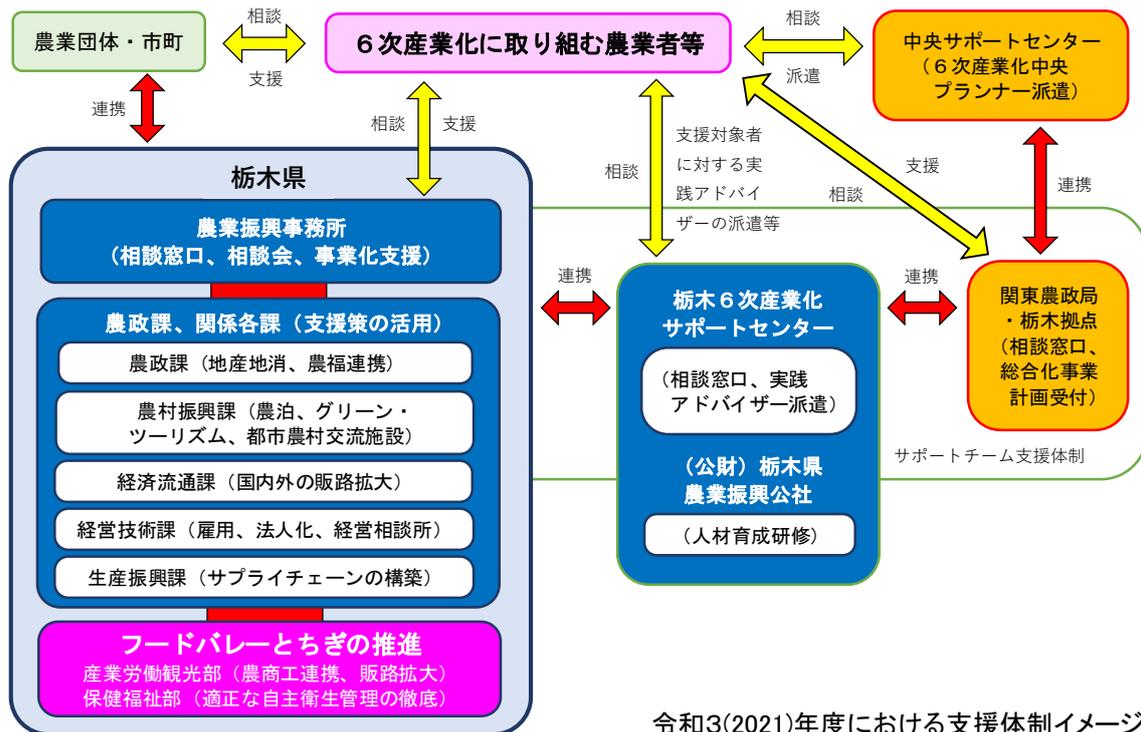
令和3(2021)年度における事業体系

## 8 支援体制

6次産業化に関する相談は、最寄りの農業振興事務所、栃木6次産業化サポートセンター（(公財)栃木県農業振興公社内）にて受け付ける。

県農政課、(公財)栃木県農業振興公社、関東農政局栃木県拠点で構成される地域支援検証委員会で決定した支援対象者に対して、経営改善状況等を確認しながら、県（農業振興事務所、農政課や関係各課）と栃木6次産業化サポートセンターによるサポートチーム制で、登録した専門家（実践アドバイザー）の派遣や経営分析、目標設定、経営改善状況を踏まえた成果検証、経営改善戦略の見直し等を支援する。

また、新たな事業化に向けた取組内容に応じて、県庁内の関係各課や関係機関・団体と連携して支援する。



令和3(2021)年度における支援体制イメージ

## 9 相談窓口

### 【県関係】

河内農業振興事務所	TEL	0 2 8 - 6 2 6 - 3 0 7 6
上都賀農業振興事務所	TEL	0 2 8 9 - 6 2 - 5 2 3 6
芳賀農業振興事務所	TEL	0 2 8 5 - 8 2 - 4 7 2 0
下都賀農業振興事務所	TEL	0 2 8 2 - 2 3 - 3 4 2 5
塩谷南那須農業振興事務所	TEL	0 2 8 7 - 4 3 - 1 2 5 2
那須農業振興事務所	TEL	0 2 8 7 - 2 3 - 2 1 5 1
安足農業振興事務所	TEL	0 2 8 3 - 2 3 - 1 4 5 5
農政部農政課	TEL	0 2 8 - 6 2 3 - 2 2 8 8

### 【栃木6次産業化サポートセンター】

公益財団法人 栃木県農業振興公社	TEL	0 2 8 - 6 4 8 - 9 5 1 5
------------------	-----	-------------------------